

徳島県告示第四百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年七月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		名 称	セントケア四国株式会社	同	有 限 会 社 R パ ー ソ ナ ル サ ポ ー ト サ ー ビ ス
指定障害福祉サービス事業を行う事業所		所 在 地	香川県高松市中新町一一番地一	同	徳島市勝占町原二二番地一四
サービスの種類		名 称	セントケア阿南	セントケア日和佐	ホームヘルプサービス花・花
廃止の届出の受理日		所 在 地	阿南市富岡町今福寺四八一 一ルミエール阿南一〇二号 室	海部郡美波町奥河内字弁才 天一〇七一三日和佐不動産 ビル	徳島市勝占町原二二番地一四
廃止の年月日		種 類	重度訪問介護	同	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
廃止		の 受 理 日	令和二年五月二十八日	同	同 一 日
		年 月 日	令和二年六月三十日	同	同 六 月